

昭和二十四年五月十九日
答 弁 第 二 一 号

(質問の 一一)

内閣衆甲第三五号

昭和二十四年五月十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員河口陽一君提出不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河口陽一君提出不良温床用加工紙並びに糊の配給処置に関する質問に対する答弁書

一 北海道における今年度の温床紙の使用状況に関しては目下調査中である。

温床紙の購入資金に対する措置としては、本年度より温床紙及び温床用資材の購入に対し農業手形制度を適用している。

二 食糧確保臨時措置法第八條に基いて政府は、災害その他眞にやむを得ない事由によつて農業計画において定められた供出数量を供出することが困難になつたと認めるときには、補正する考である。

三 本年度の加工温床紙及び糊の使用状況及びその成績については、現在全国にわたり調査中であるが、明年度においても油の需給状況は相当窮屈であるので、明年度の加工方針については、本年度の成績判断後決定する予定である。

右答弁する。